国民健康保険・後期高齢者医療保険

第三者の行為によって傷害を受けたら届け出を

詳しい内容は町住民生活課まで

■交通事故などの第三者行為は町に届け出が必要です

交通事故や飼い犬にかまれるなど第三者の行為によって疾病や負傷をすることを「第三者行為」といい、国民健康保険や後期高齢者医療保険の被保険者が第三者行為によって傷害を受けた場合、被害者の過失割合部分を除いた医療費は加害者が負担することになっています。

その場合、それぞれの健康保険で保険診療は受けられますが、町住民生活課への届け出が必要となります。

第三者行為による医療費は、国保および後期高齢者医療保険（保険者）が一時立て替えて支払います。そのあと町に届け出をすると、立て替え分を保険者が加害者に代理請求します。

届け出の前に加害者と示談を結ぶと示談の内容が優先し、国保および後期高齢者医療保険での保険診療扱いをすることができなくなる場合があります。

示談を結ぶ前に、町住民生活課へ届け出てください。

●第三者行為の例

・交通事故やけんかによる傷害
・飼い犬かみ付きによる傷害
・未成年者などの不法行為による他人への損害

■交通事故に遭った場合は

交通事故に遭ったら、速やかに警察に届けて「交通事故証明書」を申請しましょう。

●けがをして医療機関などで治療を受けるときは

①第三者行為（交通事故や傷害事故）であることを医療機関などの窓口で申し出ましょう。

②町へ「第三者行為による被害届」などを提出しましょう。

●町への届け出に必要なもの

被保険者証、第三者行為による被害届、交通事故証明書、事故発生状況報告書、念書、誓約書、印かん

町住民生活課 TEL096-234-1113（内線106）

予防接種

高齢者の予防接種についてのお知らせ

詳しくは町総合保健福祉センターまで

■インフルエンザワクチン定期予防接種のお知らせ

インフルエンザの流行は、例年1月上旬～3月上旬が中心です。ワクチン接種の有効性を高めるためには、流行前の10月～12月中旬までに行うことが大切です。

今年も、高齢者のインフルエンザワクチン予防接種を次のとおり実施します。

▼期限
12月29日（金）

▼接種対象者
甲佐町に住民票を有し、接種者自身が接種を希望される方、または、本人の接種希望が確認できる次の方。

①満65歳以上の方（接種時に65歳以上になっている方）

②満60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障がいを有する身体障害者手帳1級相当の方

※詳しくは、かかりつけ医師にご相談ください

▼接種回数
1人1回

▼接種料金
・町内2，000円
・町外契約医療機関2，200円

▼町内の接種実施医療機関
・荒瀬病院
TEL096-234-1161
・谷田病院
TEL096-234-1248
・小屋迫医院
TEL096-234-0165
・桃崎整形外科
TEL096-235-8111

■成人用肺炎球菌ワクチン定期予防接種のお知らせ

▼接種回数
1人1回

▼接種料金
・町内4，000円
・町外契約医療機関4，200円

対象者など詳しくは、町総合保健福祉センターにお尋ねください。

町総合保健福祉センター TEL096-235-8711

国民年金

社会保険料控除には控除証明書が必要です

詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

■納めた国民年金保険料は全額が社会保険料の対象です

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となり、その年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成29年1月から12月までに納付した保険料の全額で、過去の年度分や追納分も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族の負担すべき保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

■社会保険料控除証明書は大切に保管しましょう

平成29年中に納付した保険料について社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

平成29年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて保険料を納付された方へは、翌年の2月上旬に送付されます。

控除証明書についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている日本年金機構の電話番号にお問い合わせください。

■保険料は期限内に納付を

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

▼お問い合わせ先
熊本東年金事務所
TEL096-367-2503

町住民生活課 TEL096-234-1113（内線104）

男女共同参画

11月は「DV防止推進月間」です

DV相談ナビはお近くの相談窓口につながります

■11月「ドメスティック・バイオレンス防止推進月間」です

「DV」とは、「ドメスティック・バイオレンス」の略で、夫婦や恋人など親密な関係にある、または、あった男女間で起こる暴力のことです。

身体的な暴力のほかに、精神的暴力や経済的暴力、性的暴力などがあります。相手を思い通りにするために、身体や心を傷つける行為は、すべて暴力だと考えられます。

●DVに関する事件や相談が増加しています。

DVは長い間、個人的な問題と考えられ、犯罪になることはないと思われていました。しかし、DVに関する事件や相談は年々増加し、大きな社会問題になっています。内閣府の調査によると、約20人に1人の女性が命の危険を感じるほどの暴力を夫などから受けたことがあると答えています。

女性から男性へのDVもありますが、9割以上の被害者は女性です。体格差や経済的に自立することの難しさなどから、女性が受ける被害の方が深刻なものになりやすいという現状があります。

不安なことがあったら、1人で悩まず友人や外部の相談機関に相談する勇気を持ちましょう。

■全国共通の電話番号で相談機関を案内するDV相談ナビサービス

夫などからの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいのか分からないという方のために、全国共通の電話番号（0570-55210）から、相談機関を案内するDV相談ナビサービスを実施しています。

発信地などの情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、直接ご相談いただくことができます。

▼DV相談ナビサービス
TEL0570-0-55210

町総務課 TEL096-234-1140（内線223）